

平成28年度 湯の里ふれあいの家改修工事（建築主体）

設計図

建築改修図		
図面番号	図面名称	縮尺
A-01	特記仕様書(建築改修工事編)(1)	——
A-02	特記仕様書(建築改修工事編)(2)	——
A-03	敷地配置図	S=1:200
A-04	【ホテル棟】1階 平面図	S=1:100
A-05	【ホテル棟】2階 平面図、天井伏図	S=1:100
A-06	【ホテル棟】3階 平面図	S=1:100
A-07	【ホテル棟】4階 平面図	S=1:100
A-08	【ホテル棟】屋根 平面図	S=1:100
A-09	【ホテル棟】立面図	S=1:100
A-10	【本館棟】1階 平面図、展開図	S=1:100, 50
A-11	【温泉棟】1階・2階 平面図、展開図	S=1:100, 50
A-12	【温泉棟】屋根 平面図	S=1:100

特記仕様書（建築改修工事編）

- I 工事概要
1. 工事場所 高知県高岡郡四万十町日野地605-1 (都市計画区域 内・外)
 2. 構造・規模

ホテル棟	鉄筋コンクリート造	4階
本館棟	鉄筋コンクリート造	2階
温泉棟	鉄筋コンクリート造	2階
 3. 主要用途 ホテル、温泉
- II 建築改修工事仕様
1. 共通仕様
 - (1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、全て国土交通大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成25年版）」（以下、「改修標準仕様書」という）により、改修標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成25年版）」（以下、「標準仕様書」という）による
 - (2) 電気設備改修工事及び機械設備改修工事を本工事に含む場合は、電気設備改修工事及び機械設備改修工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。なお、電気設備改修工事の仕様書は()図、機械設備改修工事の仕様書は()図による。
 - (3) 受注者は完了検査（中間検査を含む）の検査には、特定行政庁（建築主事等）が求める検査に必要な書類等（報告書等）を用意すること。
 2. 特記仕様
 - (1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する
 - (2) 特記事項は、◎印の付いたものを適用する
 - 印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する
 - 印と◎印の付いた場合は、共に適用する
 - (3) 特記事項に記載の()内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す
 - (4) 特記事項に記載の()内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す
 - (5) [G]印は、「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という）の特定調達品目を示す。判断基準は「環境物品等の調達推進に関する基本方針（平成22年2月）」（環境省のホームページからダウンロード可能）による。
 - (6) 標準仕様書又は改修標準仕様書で「特記がなければ、」以降に具体的な材料・品質性能・工法・検査方法等を明示している場合において、それらが関係法令の改正等により（条例を含む）抵触する場合には、関係法令等の遵守（1.1.1.3）の規定を優先する。

1	① 適用基準等	<ul style="list-style-type: none"> ※ 建築改修工事監理指針（上下巻） 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成25年度版） ※ 建築工事標準詳細図 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成22年度版） ・ 鉄骨設計標準図 建設大臣官房官庁営繕部監修（平成 年度版） ・ 鉄骨工事技術指針 工場製作編 工事現場施工編 日本建築学会 ※ 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編） ※ 建設副産物適正処理推進要綱 ※ 建築材料等評価名簿 国土交通大臣官房官庁営繕部監修 ※ 工事写真の撮り方（改訂第二版）建築編 国土交通大臣官房官庁営繕部監修 							
	2 電気保安技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・適用する ・適用しない 							
	③ 施工条件	施工時間帯 ※指定なし ◎指定有り（施設管理者との打合せによる）（1.3.5） 部位別の施工順序 ※指定なし ◎指定有り（同上）							
	④ 工事安全計画書	建築工事安全施工技術指針及び建設工事公衆災害防止対策要綱を参考に、工事安全計画書を監督職員に提出する							
⑤ 発生材の処理	<ul style="list-style-type: none"> ・引き渡しを要するもの（ ） ・現場において再利用を図るもの（ ） ◎再生資源化を図るもの <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート塊 ・アスファルトコンクリート塊 ・建設発生木材 ※ 廃石膏ボード等は、原則分別再利用処理とする 								
	6 アスベスト成形板の処理等	処理を行うアスベスト成形板の仕様 <ul style="list-style-type: none"> ・石綿スレート ・石綿セメント板 ・けい酸カルシウム板 ・ロックウール化粧吸音板 ・ビニル床タイル ・その他 施工調査 アスベスト成形板の撤去にあたり、あらかじめ事前の施工調査を次の事項について行う 調査結果は、図面により記録し、監督職員に提出する <ol style="list-style-type: none"> (1) アスベスト成形板使用部位の確認 図面に記載されている使用範囲のみならず、広く確認を行う (2) アスベスト成形板の種類、厚さ等の確認 (3) アスベスト成形板使用数量の確認 (4) 施工範囲と工事管理区分の確認 							
⑦ 室内空気汚染（揮発性有機化合物）対策	※屋内に使用する材料は、揮発性有機化合物（VOC）の放散による健康への影響に配慮し、次の条件を満たすものとする								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象建築材料等</th> <th>使用制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 合板、木質フローリング、構造用合板、集成材、単板積層板、MDF、パーティクルボード、UV樹脂板、壁紙、緩衝材、断熱材、仕上げ塗材</td> <td>F☆☆☆☆又は同等の大臣認定品とする</td> </tr> <tr> <td>② 塗料</td> <td>ホルムアルデヒド、スズレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを含有していない水性系のものである</td> </tr> <tr> <td>③ 木材保存剤（防虫処理、防蟻処理等）</td> <td>ホルムアルデヒド、スズレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを含有しないものとする 1) ホルムアルデヒド、スズレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを含有してないものとする 2) フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ジ-2-エチルキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする</td> </tr> </tbody> </table>	対象建築材料等	使用制限	① 合板、木質フローリング、構造用合板、集成材、単板積層板、MDF、パーティクルボード、UV樹脂板、壁紙、緩衝材、断熱材、仕上げ塗材	F☆☆☆☆又は同等の大臣認定品とする	② 塗料	ホルムアルデヒド、スズレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを含有していない水性系のものである	③ 木材保存剤（防虫処理、防蟻処理等）	ホルムアルデヒド、スズレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを含有しないものとする 1) ホルムアルデヒド、スズレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを含有してないものとする 2) フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ジ-2-エチルキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする
	対象建築材料等	使用制限							
	① 合板、木質フローリング、構造用合板、集成材、単板積層板、MDF、パーティクルボード、UV樹脂板、壁紙、緩衝材、断熱材、仕上げ塗材	F☆☆☆☆又は同等の大臣認定品とする							
② 塗料	ホルムアルデヒド、スズレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを含有していない水性系のものである								
③ 木材保存剤（防虫処理、防蟻処理等）	ホルムアルデヒド、スズレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを含有しないものとする 1) ホルムアルデヒド、スズレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを含有してないものとする 2) フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ジ-2-エチルキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする								
④ 内装用接着剤、木工用接着剤	ホルムアルデヒド、スズレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを含有してないものとする								

⑧ 材料の品質等

(1.4.2)

本工事に使用する材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS及びJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の1)から6)の事項を満たすものとする

- 1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること
- 2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること
- 3) 安定的な供給が可能であること
- 4) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること
- 5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること
- 6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること

なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料、又は外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。

また、備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品及び同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承認を受けること。

製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、あらかじめ、平成19年3月30日付け18高建管第881号「土木部発注工事で使用する木材の合法性の確認について（通知）」による証明書等を、監督職員に提出する。

⑨ 施工数量調査

(1.5.2)

調査項目 ・防水改修 ◎外壁改修 ・

調査範囲 ※図示

調査方法 ※テストハンマーによる打診及び目視 ・図示

外壁調査は、外壁改修フローに対する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行う

また、その報告書は、結果を立面図等に記載し集計表を添えて監督職員に2部提出する（必要に応じ写真等を添付する）

10 調査のための破壊部分の補修

既存部分の破壊を行った場合の補修方法 ※図示 (1.5.3)

11 技能士

(1.6.2)

工事種目	技能検定職種	技能検定作業の種別
仮設工事	とび	・とび作業
防水改修工事	防水施工	・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
		・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業
		・塩化ビニル系シート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業
		・シリコン防水工事作業 ・改質アスファルトシート工法防水工事作業
		・FRP防水工事作業
外壁改修工事	建築板金	・内外装板金作業
	スレート施工	・スレート工事作業
建具改修工事	樹脂接着剤注入施工	・樹脂接着剤注入工事作業
	左官	・左官作業
	タイル張り	・タイル張り作業
内装改修工事	サッシ施工	・ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ガラス工事作業
	自動ドア施工	・自動ドア施工作業
耐震改修工事	建築大工	・大工工事作業
	内装仕上施工	・鋼製下地工事作業
	建築板金	・内外装板金作業
	内装仕上施工	・ブラケット系床仕上げ工事作業 ・カーペット系床仕上げ作業
	表装	・壁装作業
	左官	・左官作業
塗装改修工事	タイル張り	・タイル張り作業
	塗装	・建築塗装作業
環境配慮改修工事	鉄筋施工	・鉄筋組立作業
	型枠施工	・型枠工事作業
	コンクリート圧送施工	・コンクリート圧送工事作業
	鉄工	・構造物鉄工作業
環境配慮改修工事	とび	・とび作業
	配管	・建築配管作業
	路面表示施工	・溶融ペイントマーカ工事作業 ・加熱ペイントマーカ工事作業
環境配慮改修工事	造園	・造園工事作業
		・

12 室内空気中の化学物質の濃度測定

(1.6.9)

施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スズレンの濃度を測定し、報告すること

測定対象室及び測定箇所数 ※図示（平面図）

⑬ 完成時の提出図書

※完成図（作成範囲 ※配置図 ※各階平面図 ※各立面図 ※断面図 ※仕上表）
 ※完成図（CADデータの提出 ※する（CD-R） ・しない）
 ※記入内容は標準仕様書（表1.7.1）による。仕上表には、メーカー名及び品番、色番号等を記入する。
 ※施工計画書（A4ファイル綴じ 提出部数：1部）
 ※施工図（CADデータ 提出部数：1部）
 ※保全に関する資料（提出部数 ※1部 ・部）

⑭ 工事写真・完成写真

※下記のを監督職員に提出する。工事写真については、隠蔽となる部分は全て写すこと。

区分	分類規格<原版の大きさ(mm)>	提出部数	部数
着工前及び工事中	カラー ※サービス版<24×36以上>	工事毎	1部
完成時	カラー ※キャビネ版<24×36以上>(改修工事部毎)	4枚	1部
	カラー ・全紙版(735額縁入)<60×90以上>	枚	部
	・		
	・カラスライド<24×36以上>	枚	部

15 特別な材料の工法

標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする

16 見本施工

・行う（内容） ※行わない

⑰ 施工図及び施工計画書

提出した施工図及び施工計画書の著作に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする

⑱ 設備工事との取り合い

設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。

施工範囲	区分
梁貫通部の補強	※本工事 ・別途工事
梁貫通部のスリーブ	・本工事 ※別途工事
自動開閉装置を取付ける防火戸の切り込み補強及びドアチェック、フロアピン	※本工事 ・別途工事
天井埋込型器具の取付箇所の下地軽量鉄骨の切込み及び補強	※本工事 ・別途工事
軽量鉄骨壁のボックス取付用の下地	・本工事 ※別途工事
埋込形分電盤、消火栓等の仮枠及び補強	仮枠 補強 ※本工事 ・別途工事
照明器具、幹線等の吊ボルト用インサート	・本工事 ※別途工事
電気室、自家発電室などのピット（蓋含む）	※本工事 ・別途工事

19 撤去部分

コンクリート、モルタル等の撤去部分の項目は、原則として「イメント」カッター切りとする

2 仮設工事

① 足場その他
足場を設ける場合、改修標準仕様書2.2.1(b)によるほか、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。（各施設の出入り口は、施設管理者等と協議の上で確保すること）
◎養生シート (2.2.1)

② 既存部分の養生

既存部分の養生方法 ※ビニールシート等（改修工事施工範囲の床は、全面的養生を行うこと）(2.3.1)
 既存家具等の養生方法 ※ビニールシート等
 既存「ラインド、カーテン」等の養生方法及び保管場所 ・図示
 固定された備品、机・ロッカー等の移動 ・行う（図示）

3 仮設間仕切り

仮設間仕切り等の種別 (2.3.2)(表2.3.1)

種別	下地		仕上材(厚さ mm)		充てん材	塗装
	・木下地	※軽量鉄骨	※せっこうボード(※9.5 ・)	・合板(※9.0 ・)		
・A種	・木下地	※軽量鉄骨	※せっこうボード(※9.5 ・)	・合板(※9.0 ・)		・片面 ※無し
・B種	・木下地	※軽量鉄骨	※せっこうボード(※9.5 ・)	・合板(※9.0 ・)		・片面 ※無し
※C種	単管下地	防火シート				
仮設扉	※木製扉	※合板張り程度				※無し
	・鋼製扉	※片面フラッシュ程度				・有り

4 監督職員事務所

・設ける (2.4.1)
 ・構内に新設する（規模及び仕上げの程度、並びに設置する備品等の種類及び数量は現場説明書（施工条件明示）による）
 ・既存建物内の一部を使用する（場所）
 ※設けけない

⑤ 工事用水

構内既存の施設 ※利用できる（ ※有償 ・無償） ・利用できない

⑥ 工事用電力

構内既存の施設 ※利用できる（ ※有償 ・無償） ・利用できない

特記仕様書（建築改修工事編）（1）		平成25年度版	 連合設計事務所	
平成28年度 湯の里ふるさとの家改修工事(建築主体)	平成28年11月			
A-01	平成26年7月改正			

3 防水改修工事

① シーリング

シーリング改修工法の種類 (3.1.4)(表3.1.2)

- シーリング充填工法(打替え) ・シーリング再充填工法
- ・拡幅シーリング再充填工法 ・ブリッジ工法

シーリング材の種類、施工箇所 (3.7.2)(表3.1.2)(表3.7.1)

下表以外は、改修標準仕様書表3.7.1による。

施工箇所	シーリング材の種類(記号)
サツ廻り、壁アルミ水切目地、タイル目地	MS-2

シーリング面への仕上塗材仕上げ等 ・行う ○行わない

ブリッジ工法 ポンドプレーカー張り ・適用する (3.7.7)

エッジング材張り ・適用する

接着性試験 ※簡易接着性試験 ・引張接着性試験(部位) (3.7.8)

4 外壁改修工事

① 施工数量調査

調査範囲 ※外壁改修範囲 ・図示の範囲 (1.5.2)

調査方法 ※テストハンマーによる打診及び目視 ・図示

外壁調査は、外壁改修フローに対する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量(幅、長さ、面積)の調査を行う

また、その報告書は、結果を立面図等に記載し集計表を添えて監督職員に2部提出する(必要に応じ写真等を添付する)

② 既存塗膜等の除去及び下地処理 (4.6.3)

工法	処理範囲	下地面の補修
・サンダー工法	※図示	・ひび割れ部改修工法
○高圧水洗工法	※図示	・浮き部改修工法
・塗膜はく離剤工法	※図示	・欠損部改修工法
○水洗い工法	※図示(アルミ壁水切)	

③ 下地調整材料 (4.6.3)

※下地調整塗材 ・ポリマーセメントモルタル ・防水形仕上げ塗材主材

○既存漆喰塗壁は、表面のゴミ・汚れ等は、ワイヤブラシ・サンドペーパー・ウイスを使用して除去し乾燥した清浄な面とする。欠損部等は、「補修用漆喰」にて補修、穴埋めをすること。

4-1 外壁改修工事(コンクリート打放し仕上げ外壁)

① ひび割れ部改修工法 (4.3.4)

種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(ml/m)
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上~1.0未満	200~300	※
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上~0.3未満	50~100	※40
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.3以上~0.5未満	100~200	※70
	0.5以上~1.0未満	150~250	※130

エポキシ樹脂 ・低粘度形 ・中粘度形 (4.2.2)

コア抜き検査 ・行う (抜き取り部の補修方法:)

・Uカットシール材充填工法 (4.2.2)(4.3.5)

・シーリング材

充填材料 ※1成分形又は2成分形ポリウレタン系

ポリマーセメントモルタルの充填 ・行う

・可とう性エポキシ樹脂

・シール工法 (4.2.2)(4.3.6)

・パテ状エポキシ樹脂

・可とう性エポキシ樹脂

2 欠損部改修工法 (4.2.2)(4.3.7)

※充填工法

・エポキシ樹脂モルタル

・ポリマーセメントモルタル

5 内装改修工事

① 壁紙張り (6.1.4.2)

ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・第三種

施工箇所	壁紙の種類					防火種別	備考
	紙	繊維	プラスチック	無機質	その他		
【行橋】2階廊下:天井	・	・	・	○	・	※不燃○準不燃・難燃	
【温泉棟】2階休憩室:壁・天井	・	・	・	○	・	※不燃○準不燃・難燃	
	・	・	・	・	・	※不燃・準不燃・難燃	
	・	・	・	・	・	※不燃・準不燃・難燃	

せっぽうボード面の下地調整 (6.1.4.3)(表7.2.7)

※RB種

6 塗装改修工事

① 材料

建物内部に使用するユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒド放散量 (7.1.3)

※規制対象外 ・第三種

防火材料 ※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。

・次の箇所を除き防火材料とする (箇所)

② 下地調整 (7.2.1)(表7.2.1~7)

既存塗膜の除去範囲(塗替えてRB種の場合) (7.2.1)(表7.2.1~7)

※塗替え面積の30% ・図示

下地調整 (7.2.2~7)(表7.2.1~7)

下地面の種類	下地調整の種別		ひび割れ部の補修
	塗替え	新規	
木部	※RB種	・RA種 ・RB種	
鉄鋼面	※RB種	RA種	
亜鉛めっき鋼面	※RB種	RA種	
亜鉛めっき鋼面(鋼製建具)	※RB種	RC種	
モルタル面、プラスター面	※RB種	・RA種 ・RB種	・行う
コンクリート面、ALCパネル面	※RB種	・RA種 ・RB種	・行う
コンクリート面、押出成形セメント板面	・	・RA種 ・RB種	・行う
せっぽうボード面、その他ボード面	※RB種	・RA種 ・RB種	

(7.4.2~7.15.2)(表7.4.1~7.15.1)

塗装の種類	塗装面	工 程	
		塗替え	新規
・合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)	木部(外部)	※B種	※A種
	木部(内部)	※B種	※B種
	鉄鋼面	※B種	・A種 ・B種
	亜鉛めっき鋼面	※B種	※B種
	鋼製建具	※A種	※B種
・フタル酸樹脂エナメル塗り(FE)	内部木部	表7.6.1	
	鉄鋼面	表7.6.2	
	亜鉛めっき鋼面	表7.6.2	
・アクリル樹脂系非水分散系塗料塗り(NAD)	屋内のコンクリート面、モルタル面	※B種	
・耐候性塗料塗り(DP)	鉄鋼面	・A種 ・B種	※A種
	上塗り	・1級	
	・2級		
	・3級		
	亜鉛めっき鋼面	・A種 ・B種	※A種
	上塗り	・C種	
	・1級		
	・2級		
	・3級		
	コンクリート面	・A-1種 ・A-2種	
		・B-1種 ・B-2種	
		・C-1種 ・C-2種	
	押出成形セメント板面	・A-1種 ・A-2種	
		・B-1種 ・B-2種	
		・C-1種 ・C-2種	
○つや有り合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP-G)	屋内木部	※B種	※A種
	屋内鉄鋼面	※B種	・A種 ・B種
	屋内亜鉛めっき面	※B種	・A種 ・B種
	コンクリート面	※B種	・A種 ・B種
	モルタル面	※B種	・A種 ・B種
	プラスター面	※B種	・A種 ・B種
	せっぽうボード面	※B種	・A種 ・B種
・合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP)	塗装面	※B種	・A種 ・B種
	コンクリート面	※B種	・A種 ・B種
	モルタル面	※B種	・A種 ・B種
	プラスター面	※B種	・A種 ・B種
	せっぽうボード面	※B種	・A種 ・B種
・合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り(EP-T)	屋内コンクリート面・モルタル面・プラスター面	・A種 ※B種	・A種 ・B種
	せっぽうボード面・木部等	・C種	
・ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)	木部	・A種 ※B種	・A種 ※B種
・クリアラッカー塗り(CL)	木部	・A種 ※B種	・A種 ※B種
・ラッカーエナメル塗り(LE)	木部	・A種 ※B種	・A種 ※B種
・オイルステイン塗り(OS)	木部		
・木材保護塗料塗り(WP)	木部	・A種 ※B種	・A種 ※B種

合成樹脂調合ペイント塗りの塗料の種別 ※1種 ・

(7.4.2)

○消石灰系仕上塗材(外部用・内部用) 下地調整、養生及び塗装工程は、メーカー仕様による。

関西ペイント:アレスシックイ(外部用・内部用)同等品

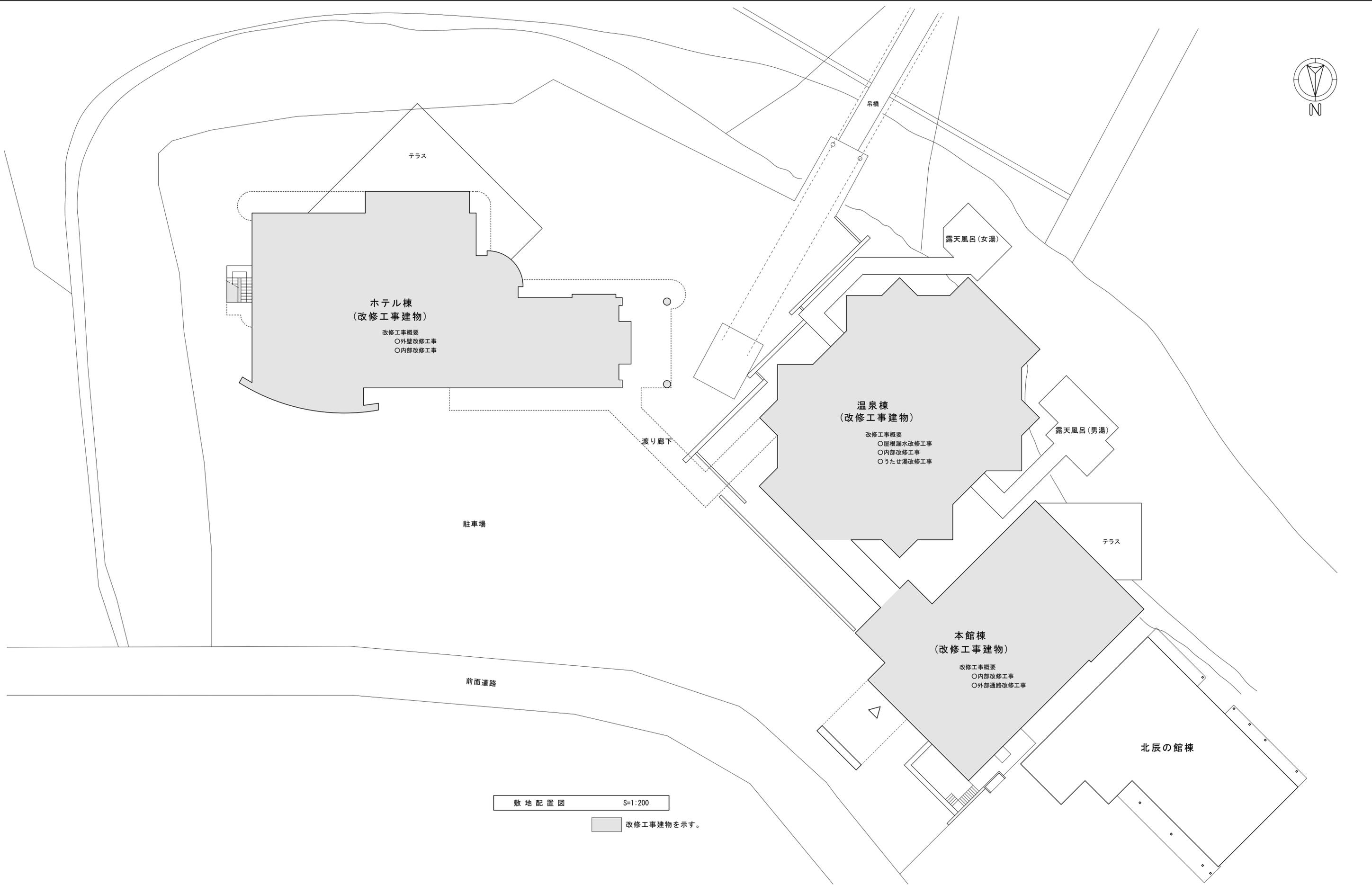
特記仕様書(建築改修工事編)(2)

平成25年度版 聯合設計事務所

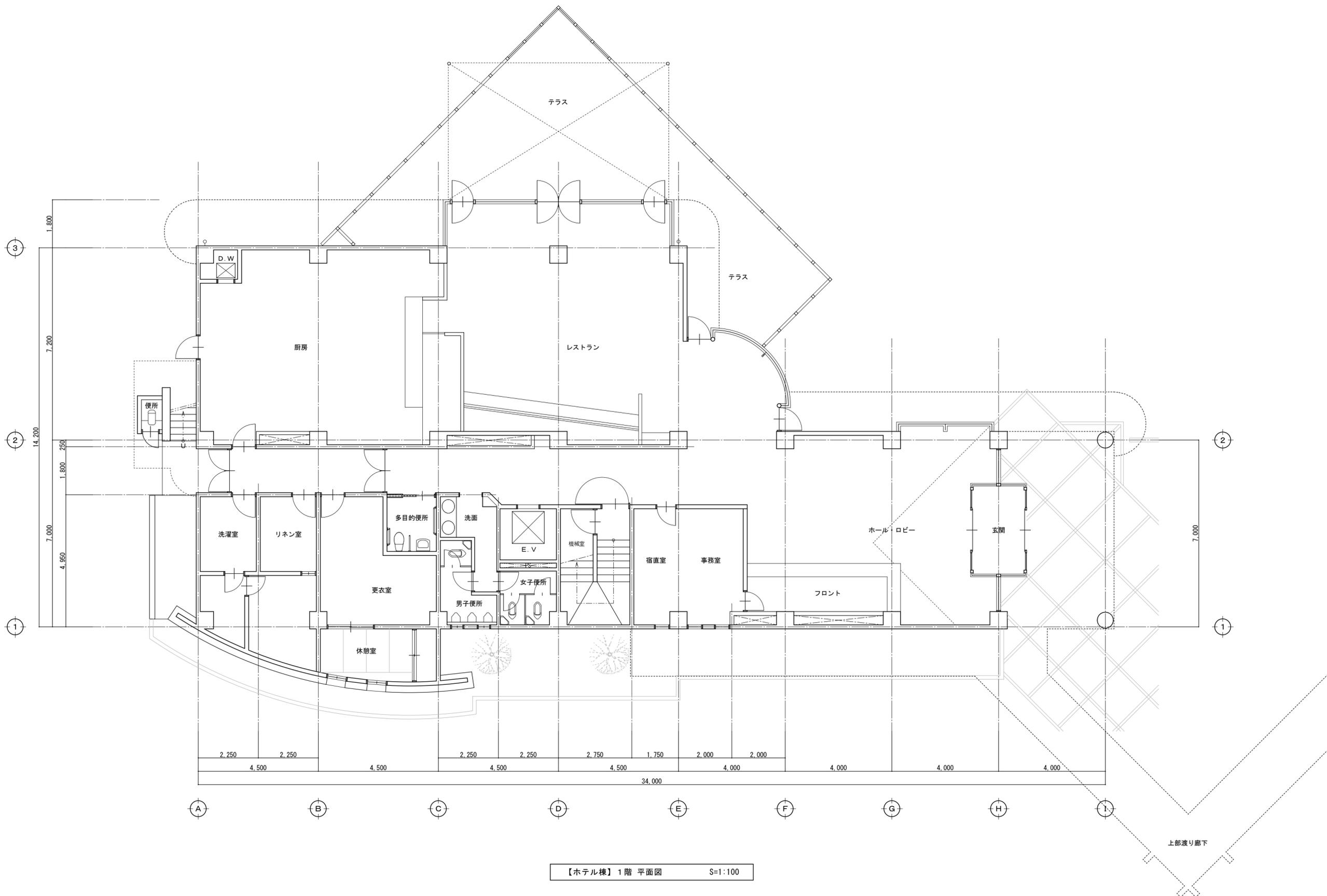
平成28年11月

平成28年度 湯の里ふるさとの家改修工事(建築主体) A-02

平成26年7月改正



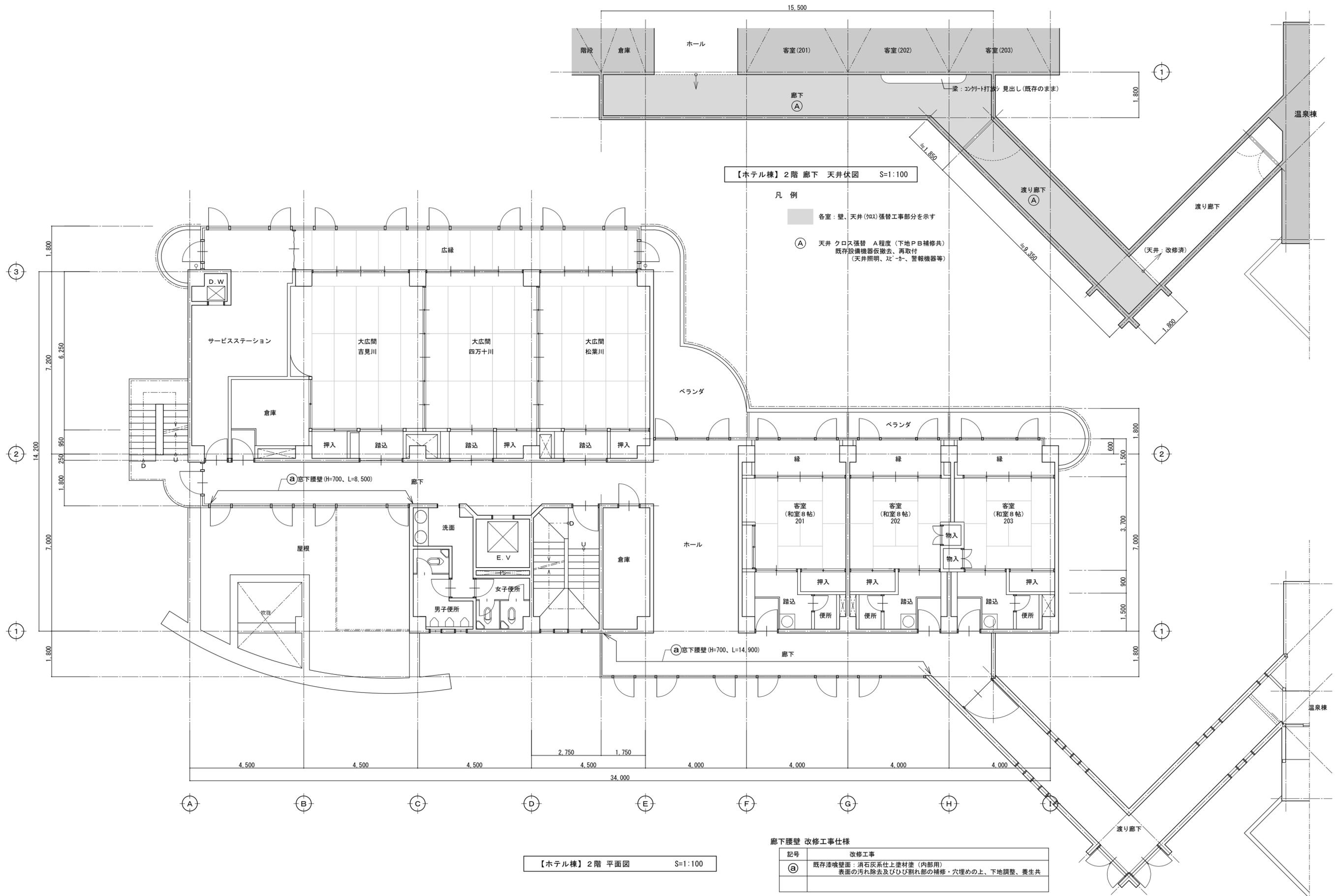
摘要	【A-3版 71%縮小図】	工事名	平成28年度 湯の里ふれあいの家改修工事(建築主体)	図面 No.	A-03	年月日		 株式会社 連合設計事務所 高知市比島町4丁目6番10号 TEL.088-823-1088
			敷地配置図	縮尺	S=1:200	担当	高46 中嶋 新市	



【ホテル棟】1階 平面図 S=1:100

上部渡り廊下

摘要	【A-3版 71%縮小図】	工事名	平成28年度 湯の里ふれあいの家改修工事(建築主体)	図面 No.	A-04	年月日		 株式会社 連合設計事務所 高知市比島町4丁目6番10号 TEL. 088-823-1088
			【ホテル棟】1階 平面図	縮尺	S=1:100	担当	高 46 中嶋 新市	



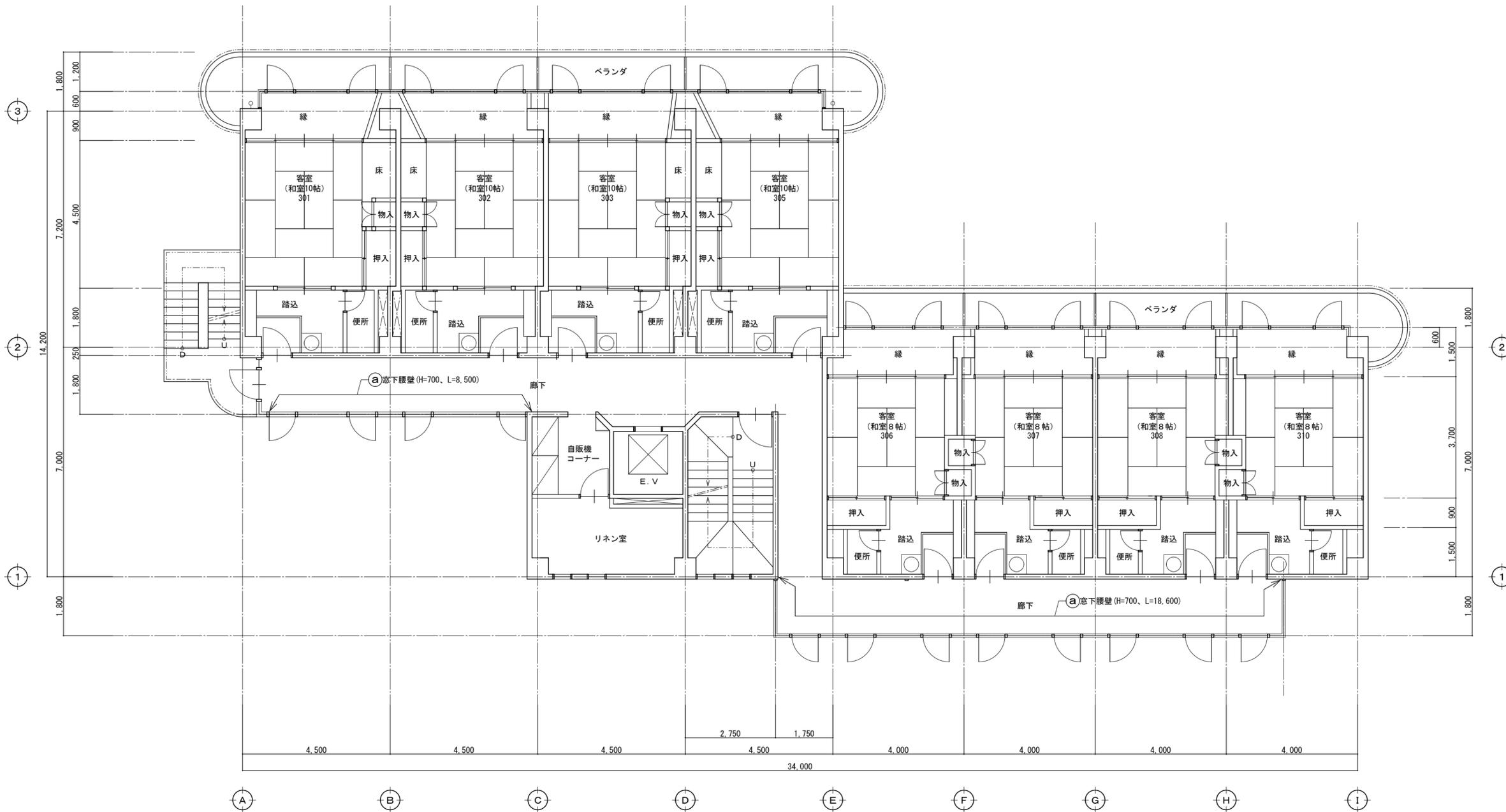
【ホテル棟】2階 廊下 天井伏図 S=1:100

- 凡 例
- 各室：壁、天井(加)張替工事部分を示す
 - (A) 天井 クロス張替 A程度(下地PB補修共) 既存設備機器仮撤去、再取付 (天井照明、ヒ-カ、警報機器等)

【ホテル棟】2階 平面図 S=1:100

廊下腰壁 改修工事仕様

記号	改修工事
(a)	既存漆喰壁面：消石灰系仕上塗材塗(内部用) 表面の汚れ除去及びひび割れ部の補修・穴埋めの上、下地調整、養生共

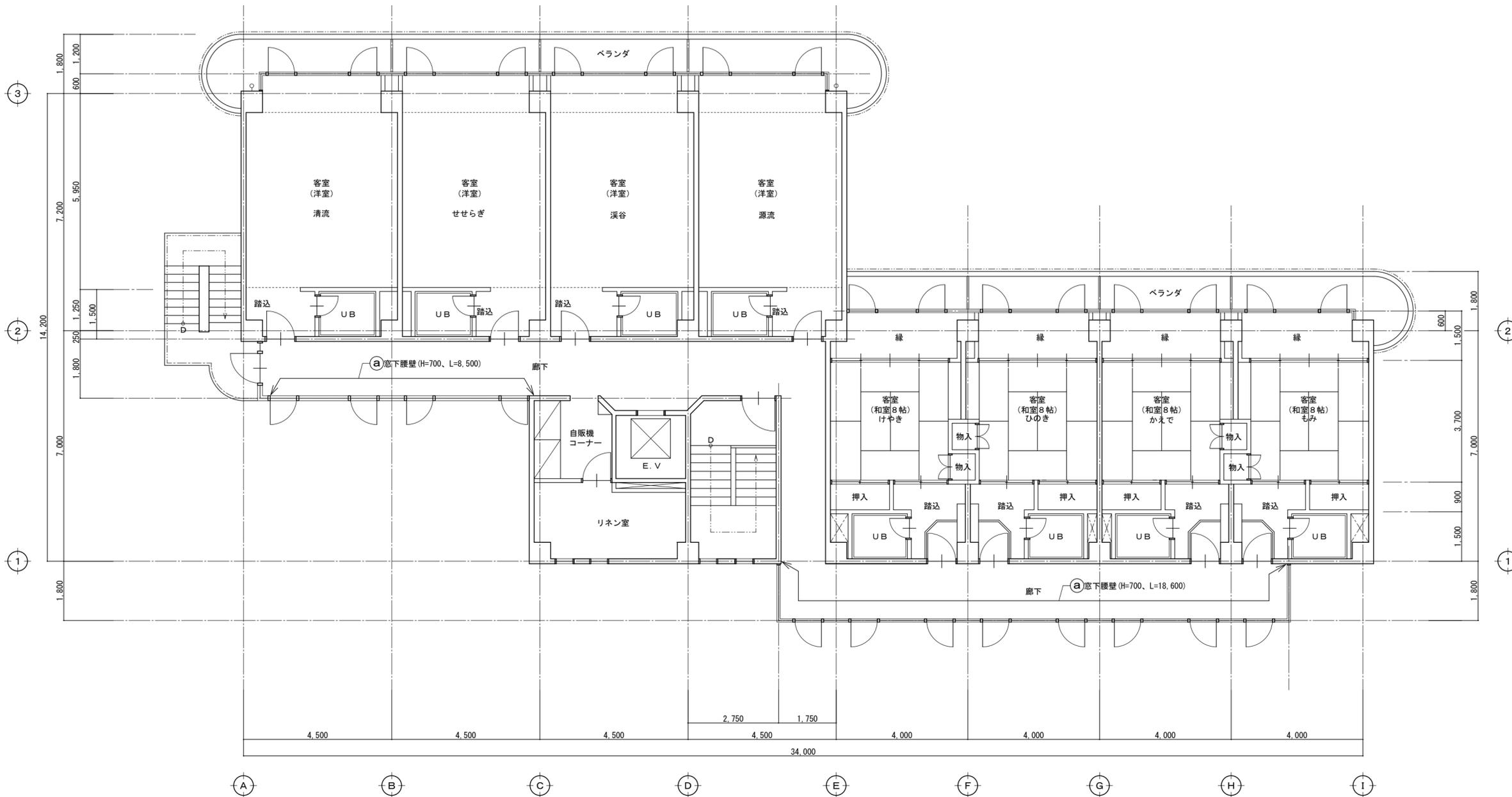


【ホテル棟】3階 平面図 S=1:100

廊下腰壁 改修工事仕様

記号	改修工事
㊸	既存漆喰壁面：消石灰系仕上塗材塗（内部用） 表面の汚れ除去及びひび割れ部の補修・穴埋めの上、下地調整、養生共

摘要	【A-3版 71%縮小図】	工事名	平成28年度 湯の里ふれあいの家改修工事(建築主体)	図面 No.	A-06	年月日		 株式会社 連合設計事務所 高知市比島町4丁目6番10号 TEL. 088-823-1088 一級建築士登録 第55670号 高46 中嶋 新市
				縮尺	S=1:100	担当		

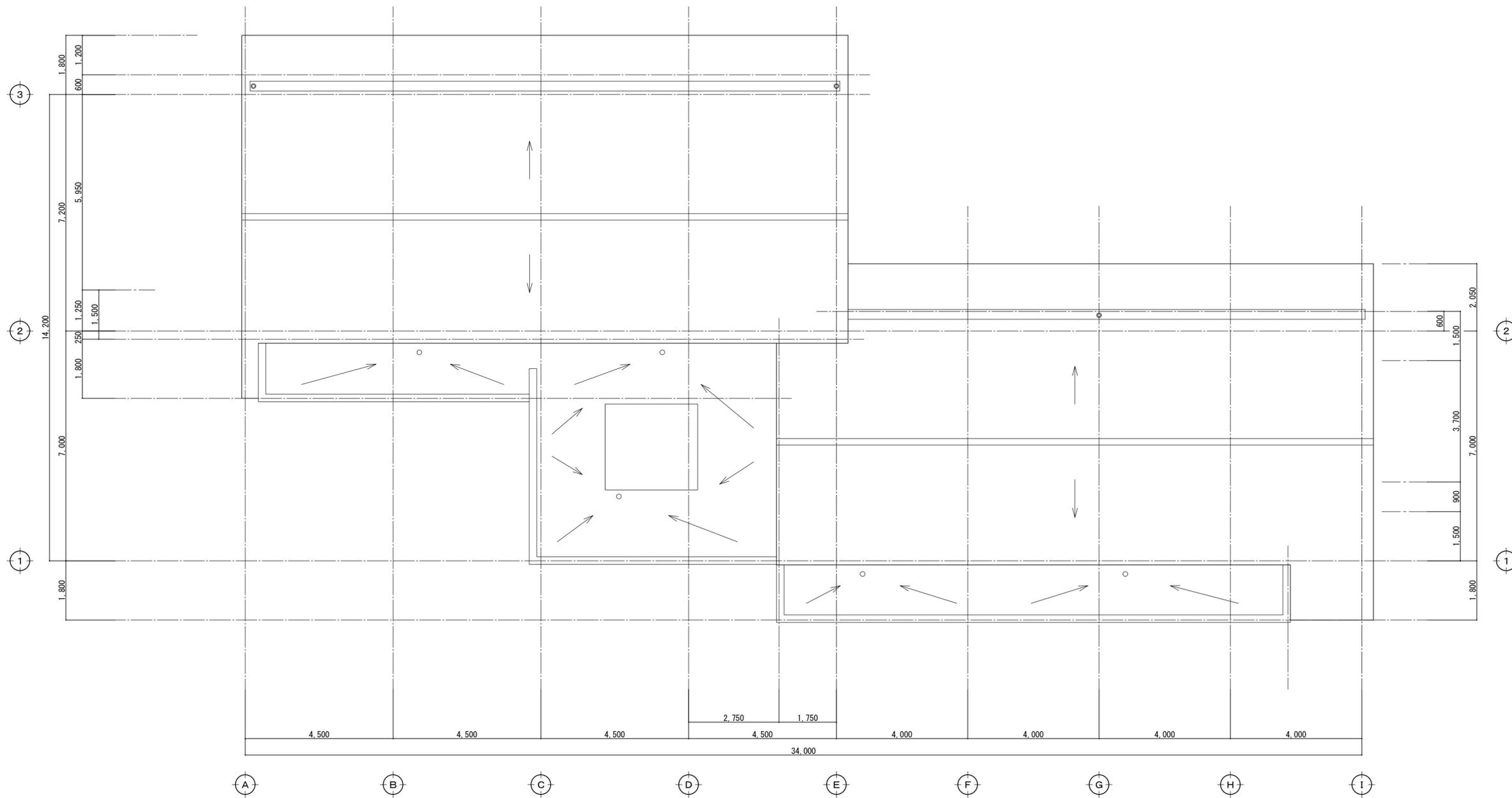


【ホテル棟】4階 平面図 S=1:100

廊下腰壁 改修工事仕様

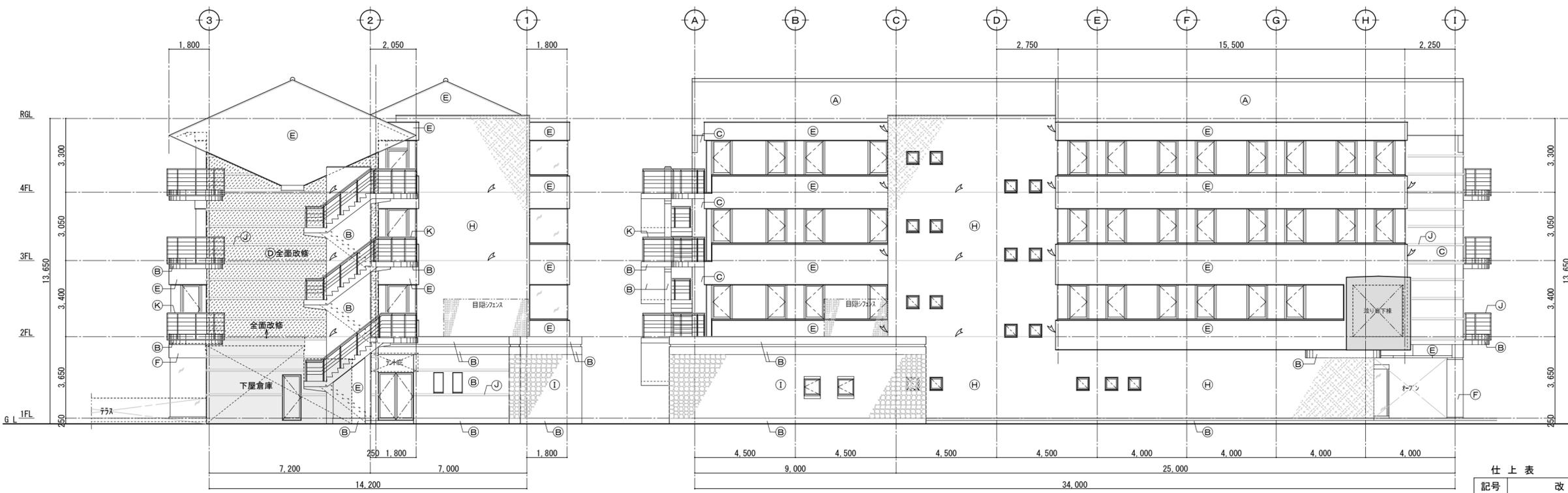
記号	改修工事
㊦	既存漆喰壁面：消石灰系仕上塗材塗（内部用） 表面の汚れ除去及びひび割れ部の補修・穴埋めの上、下地調整、養生共

摘要	【A-3版 71%縮小図】	工事名	平成28年度 湯の里ふれあいの家改修工事(建築主体)	図面 No.	A-07	年月日		 株式会社 連合設計事務所 高知市比島町4丁目6番10号 TEL. 088-823-1088 一級建築士登録 第55670号 高46 中嶋 新市
				縮尺	S=1:100	担当		



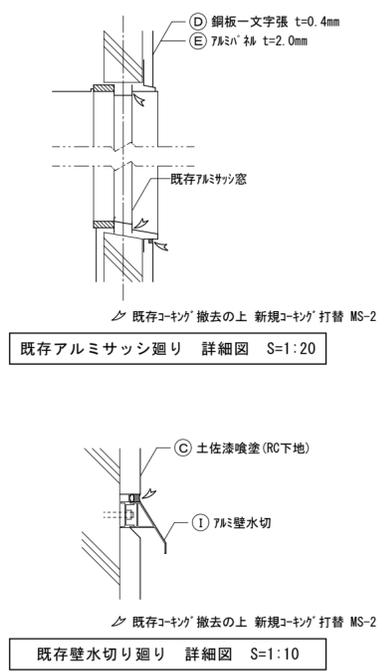
【ホテル棟】屋根 平面図 S=1:100

摘要	【A-3版 71%縮小図】	工事名	平成28年度 湯の里ふれあいの家改修工事(建築主体)	図面 No.	A-08	年月日		 株式会社 連合設計事務所 高知市比島町4丁目6番10号 TEL.088-823-1088 一級建築士登録 第55670号 高46 中嶋 新市
			【ホテル棟】屋根 平面図	縮尺	S=1:100	担当		



東面 立面図 S=1:150

北面 立面図 S=1:150

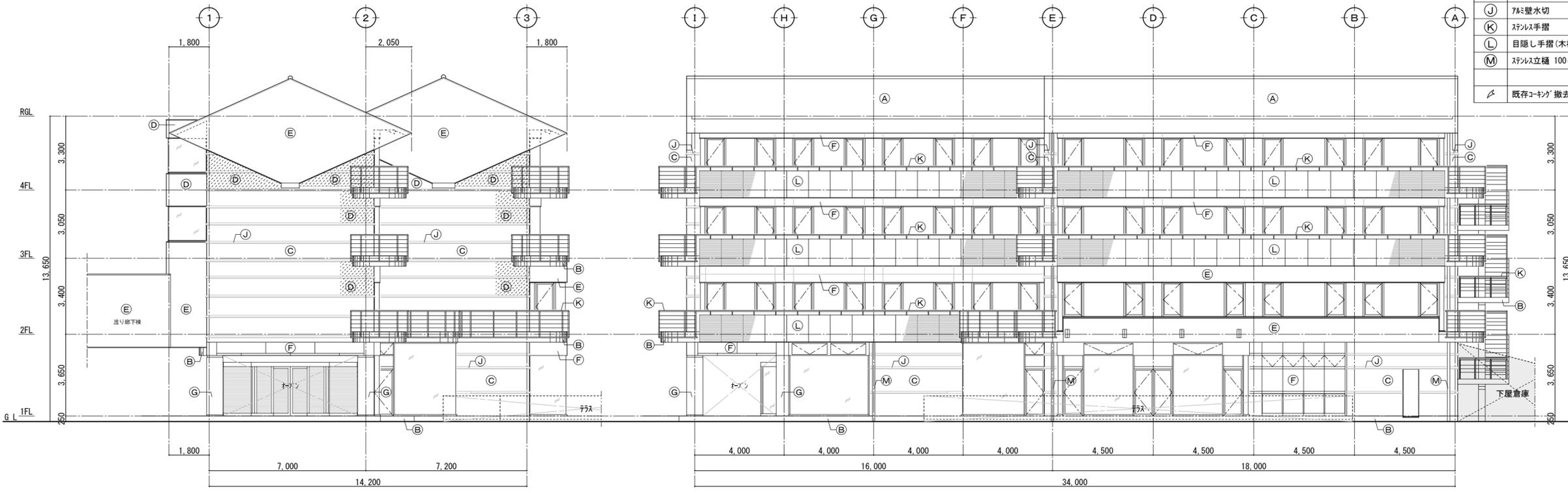


既存アルミサッシ廻り 詳細図 S=1:20

既存壁水切り廻り 詳細図 S=1:10

仕上表		
記号	改修前	改修後
(A)	鋼板一文字張 t=0.4mm	既存のまま
(B)	コンクリート打放シ	水洗い、清掃の上 変性シリコン塗装 (下地処理共)
(C)	土佐漆喰塗 (RC下地)	既存のまま
(D)	土佐漆喰塗 (RC下地)	汚れ等除去 (ワイパー、サドナー) の上 アレスシクイ (外用) 同等品
(E)	鋼板一文字張 t=0.4mm	既存のまま
(F)	7$ミナ 枠 t=2.0mm	既存のまま
(G)	コンクリート打放シ 変性シリコン塗装	水洗い、清掃
(H)	瓦葺き生子壁風	水洗い、清掃の上 既存目地コーキング 打替 SM-2
(I)	石灰石積み	水洗い、清掃
(J)	7$壁水切	水洗い、清掃の上 上部既存目地コーキング 打替 SM-2
(K)	ステンレス手摺	既存のまま
(L)	目隠し手摺 (木格子組)	既存のまま
(M)	ステンレス立柱 100φ	既存のまま
△	既存コーキング 撤去の上 新規コーキング 打替 MS-2	

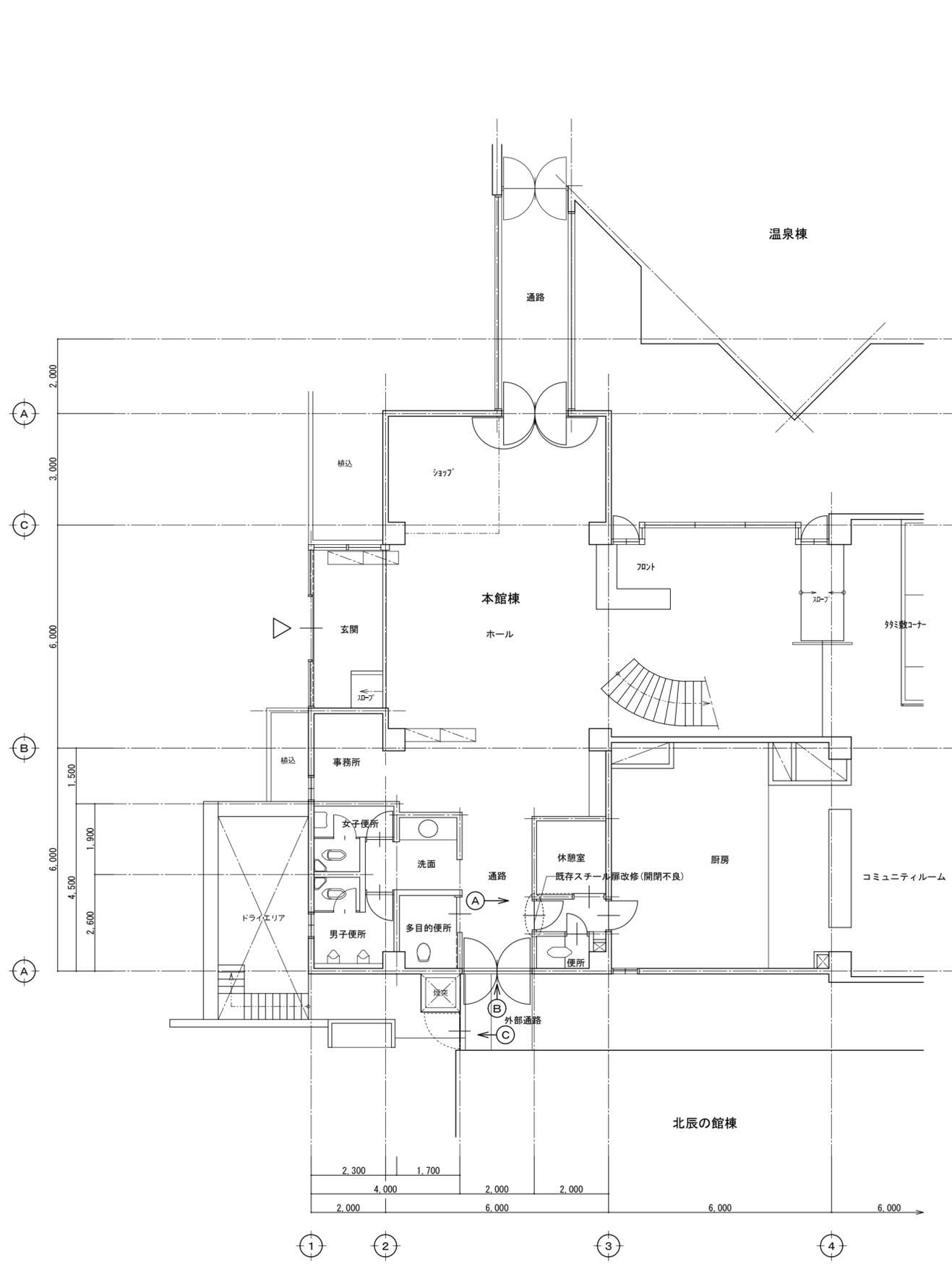
凡例
 既存漆喰壁の部分改修範囲を示す。



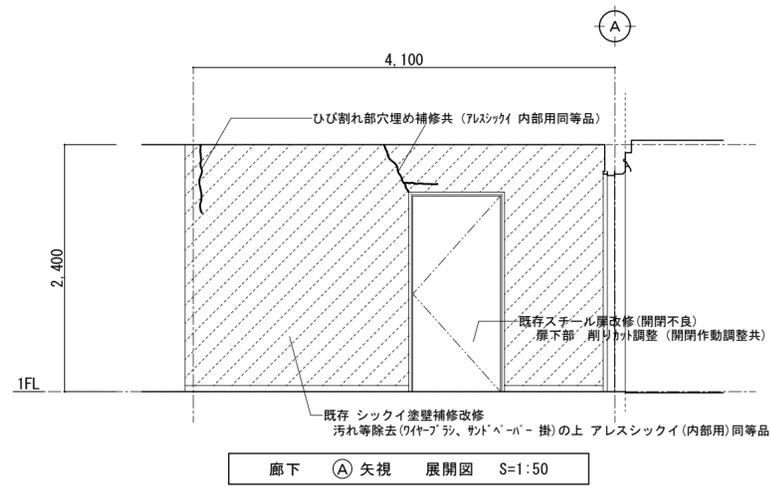
西面 立面図 S=1:150

南面 立面図 S=1:150

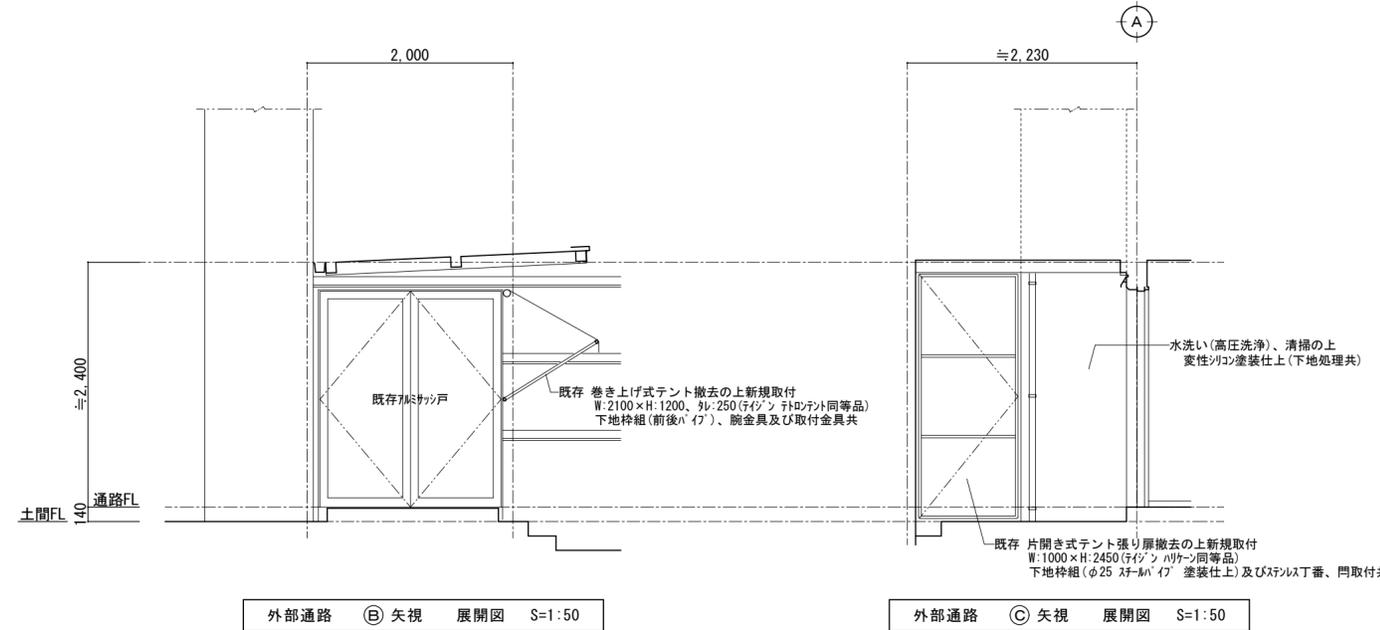
摘要	【A-3版 71%縮小図】	工事名	平成28年度 湯の里ふれあいの家改修工事 (建築主体)	図面 No.	A-09	年月日		株式会社 連合設計事務所 高知市比島町4丁目6番10号 TEL. 088-823-1088
			【ホテル棟】 立面図		縮尺		S=1:150	



【本館棟】1階 平面図 S=1:100



廊下 (A) 矢視 展開図 S=1:50



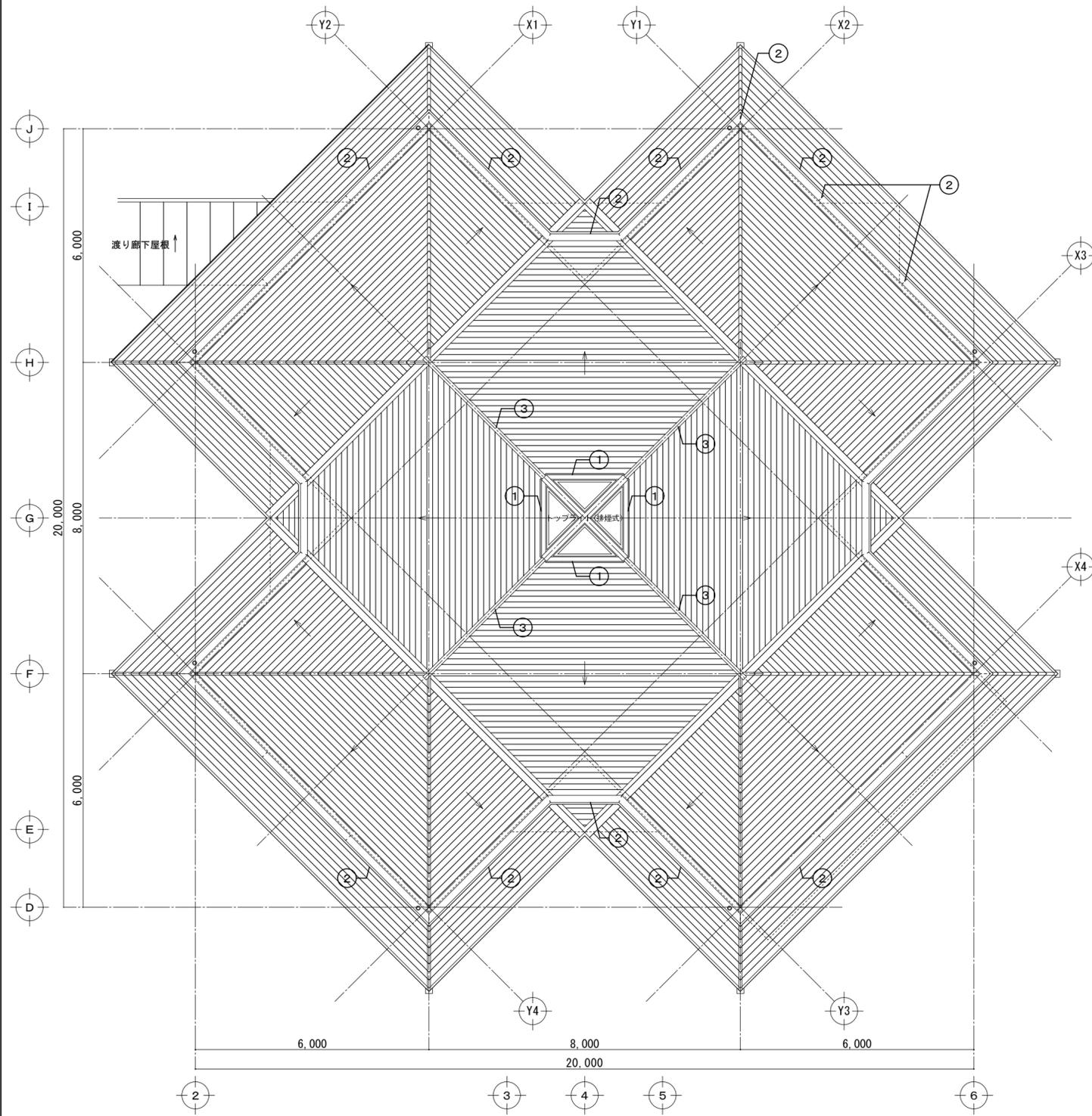
外部通路 (B) 矢視 展開図 S=1:50

外部通路 (C) 矢視 展開図 S=1:50

摘要	【A-3版 71%縮小図】	工事名	平成28年度 湯の里ふれあいの家改修工事(建築主体)	図面 No.	A-10	年月日		 株式会社 連合設計事務所 高知市比島町4丁目6番10号 TEL.088-823-1088 一級建築士登録 第55670号 高46 中嶋 新市
			【本館棟】1階 平面図、展開図	縮尺	S=1:100,50	担当		

改修工事仕様

記号	改修工事
①	トップライト水切廻り：コーキング打替 SM-2
②	既存屋根内樋廻り：コーキング打替 SM-2 (落し口、樋コナ及び接続部共)
③	既存屋根下り横包み：両側コーキング打 SM-2 (押え釘頭：コーキング打共)



屋根 平面図 S=1:100

摘要	【A-3版 71%縮小図】	工事名	平成28年度 湯の里ふれあいの家改修工事(建築主体)	図面 No.	A-12	年月日		 株式会社 連合設計事務所 高知市比島町4丁目6番10号 TEL. 088-823-1088 一級建築士登録 第55670号 高46 中嶋 新市
			【温泉棟】屋根 平面図	縮尺	S=1:100	担当		